

前橋市設計業務委託等成績評定考査基準

1. 評定表の考査基準

項目	細目
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮 (注)
	コスト把握能力 (注)
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	

細目の具体的視点については、別表<業務評定項目>による。

注)「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

2. 主任監督員考査基準

(1) 考査方法

主任監督員は、評定趣旨を十分理解し尊重したうえで、総合的に評定を行う。(評価項目、評価の視点及び評価項目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。)

(2) 評定点範囲

採点表(主任監督員)の該当項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

3 . 一般監督員（監督員）及び検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

4 . 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対し別表 - 1 を参考に - 1 5 点まで減点することができる。

別表 - 1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文章注意	1ヶ月以内の 指名停止	1ヶ月を超え る指名停止
評 定 点	- 3 点	- 5 点	- 1 0 点	- 1 5 点

【適用事例】

- ・ 当該業務に関する提出書類等に虚偽の記載があることが判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに、当該業務に関する権利義務や成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託等（業務委託契約書第7条に反する行為）を行った。
- ・ 打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったため、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ その他、減点することが適当と判断される、受託者に起因する事故等が発生した。

5 . 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵補修又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表 - 2 を参考として - 20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵補

修とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な補修をいう。また、総合評定点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表 - 2 瑕疵補修又は損害賠償が実施した場合の減点基準

区 分	瑕疵補修又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵補修又は損害賠償の実施
評定点	- 1 0 点	- 2 0 点

6 . 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が「測量作業、地質調査業務」「設計業務」を含む場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として「主たる業務」の評定により評定点を決定するものとする。

これらの取扱いは、主任監督員、一般監督員（監督員）及び検査員で統一するものとする。

7 . 採点表の選定について

採点表が複数にまたがる場合の「主たる業務」については一般監督員が決定する。

8 . 調査業務について

「調査計画業務」は広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や、高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い業務のことをいう。「単純調査」は高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集、整理業務等のことをいう。

「単純調査業務」の例

- ・ 単純なデータ収集整理業務（交通量観測、水理観測等）
- ・ 台帳整理、図面整理を目的とした業務
- ・ 騒音、振動等の測定調査

「調査計画業務」の例

- ・ 換地計画、下水道管渠基本計画、環境アセスメント評価等

9 . 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、「10 . 総合評定点について」に規定する重み付けを考慮し付加する。

評価方法		管理技術者 又は 主任技術者	担当技術者	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力				
	業務執行能力				
	施行時への配慮	概略、予備設計			
		詳細設計			
	コスト把握能力				
管理技術能力	工程管理能力				
	品質管理能力				
	迅速性、弾力性、調整能力				
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性				
取組 姿勢	責任感、積極性、倫理観				
成果品の品質					

10. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目に以下の重み付けを考慮する。

評価項目		測量、地質・用地調査				調査、計画				土木設計、建築設計				
		業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			業務 評価	技術者評価			
			管理	担当	照査		管理	担当	照査		管理	担当	照査	
専門技術力	提案力・改善力	2	2	2		2	2	2		2	2	2		
	業務遂行能力	4	4	4		4	4	4		4	4	4		
	施行時への配慮	概略予備設計									1	1	1	
		詳細設計									1	1	1	
	コスト把握能力									1	1	1		
管理技術力	工程管理能力	2	2			2	2			2	2			
	品質管理能力	2	2		2	2	2		2	2	2		2	
	迅速性、弾力性、調整能力	1	1			1	1			1	1			
コミュ	説明能力、プレゼン力、協調性	1	1	1		1	1	1		1	1	1		
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2	2	2		2	2	2		2	2	2		
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合計		21	21	13	3	21	21	13	3	24	24	16	3	

- 1) 担当技術者は管理技術者のもとで業務を担当するものであり、受注者が定めた場合にのみ評価する。(人数は3名まで)
- 2) 「施行時への配慮」及び「コスト把握能力」は、土木設計業務、建築設計業務において評価の対象にする。

参考:採点上の補足

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」に示される「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

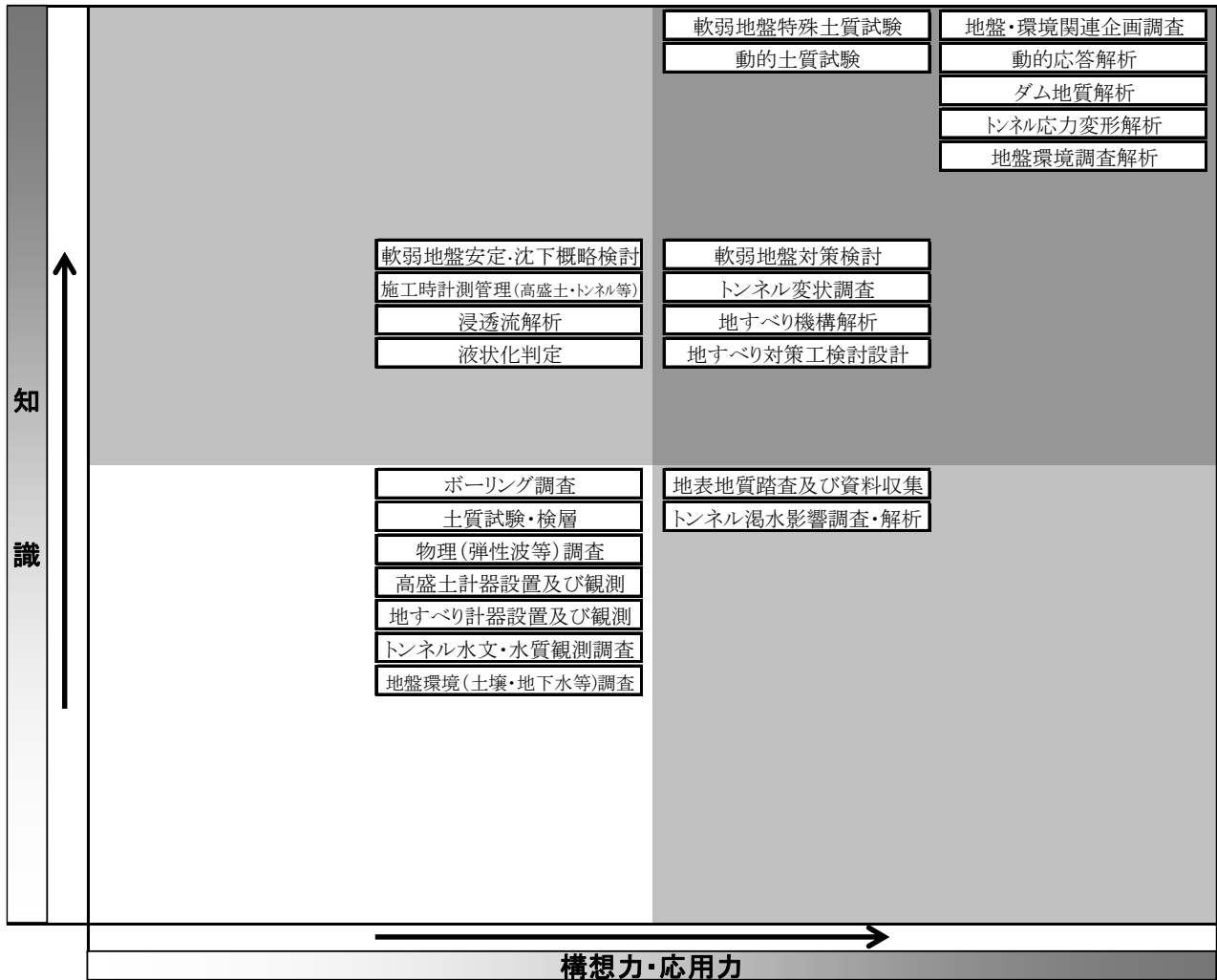


図 地質調査の例

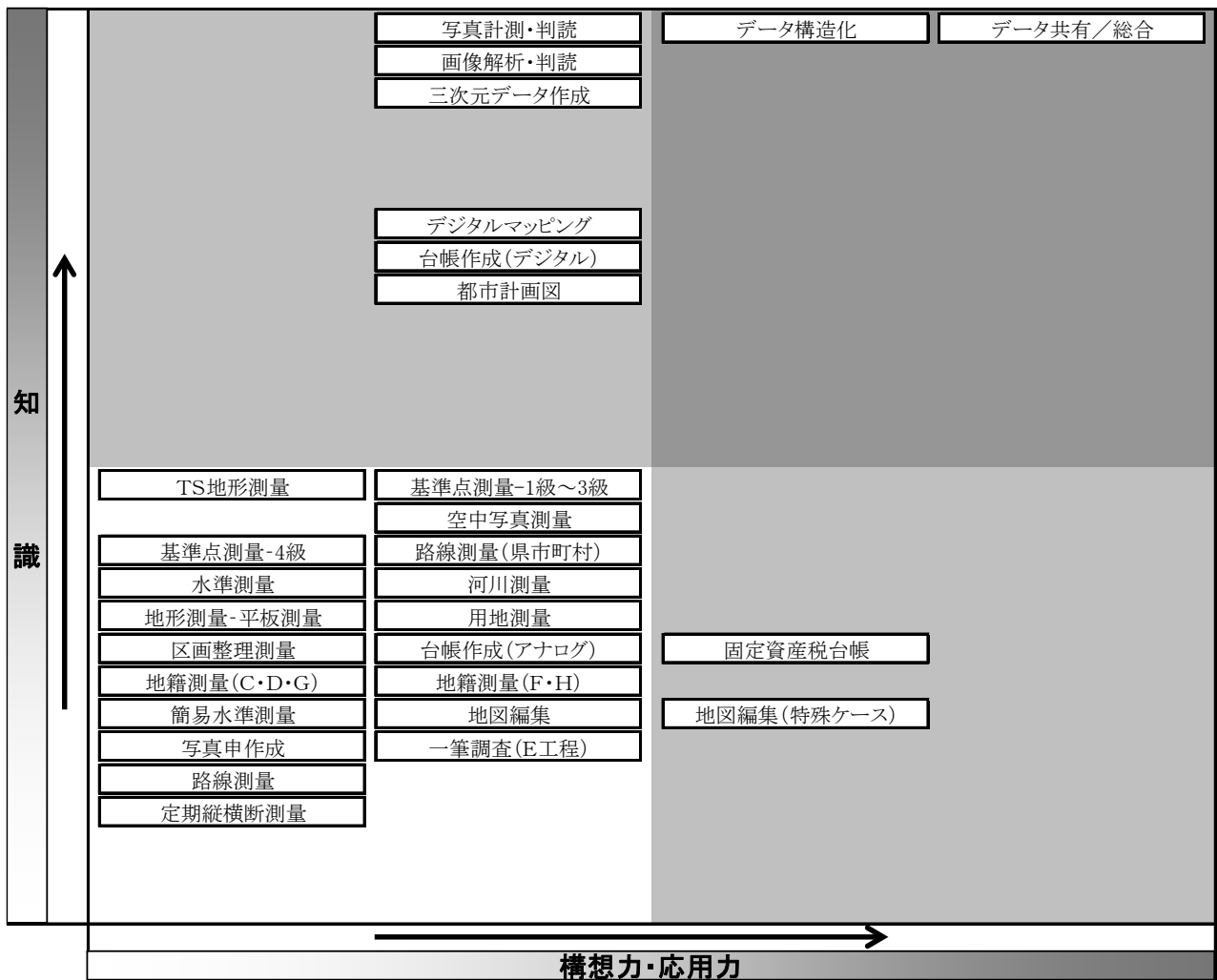


図 測量作業の例

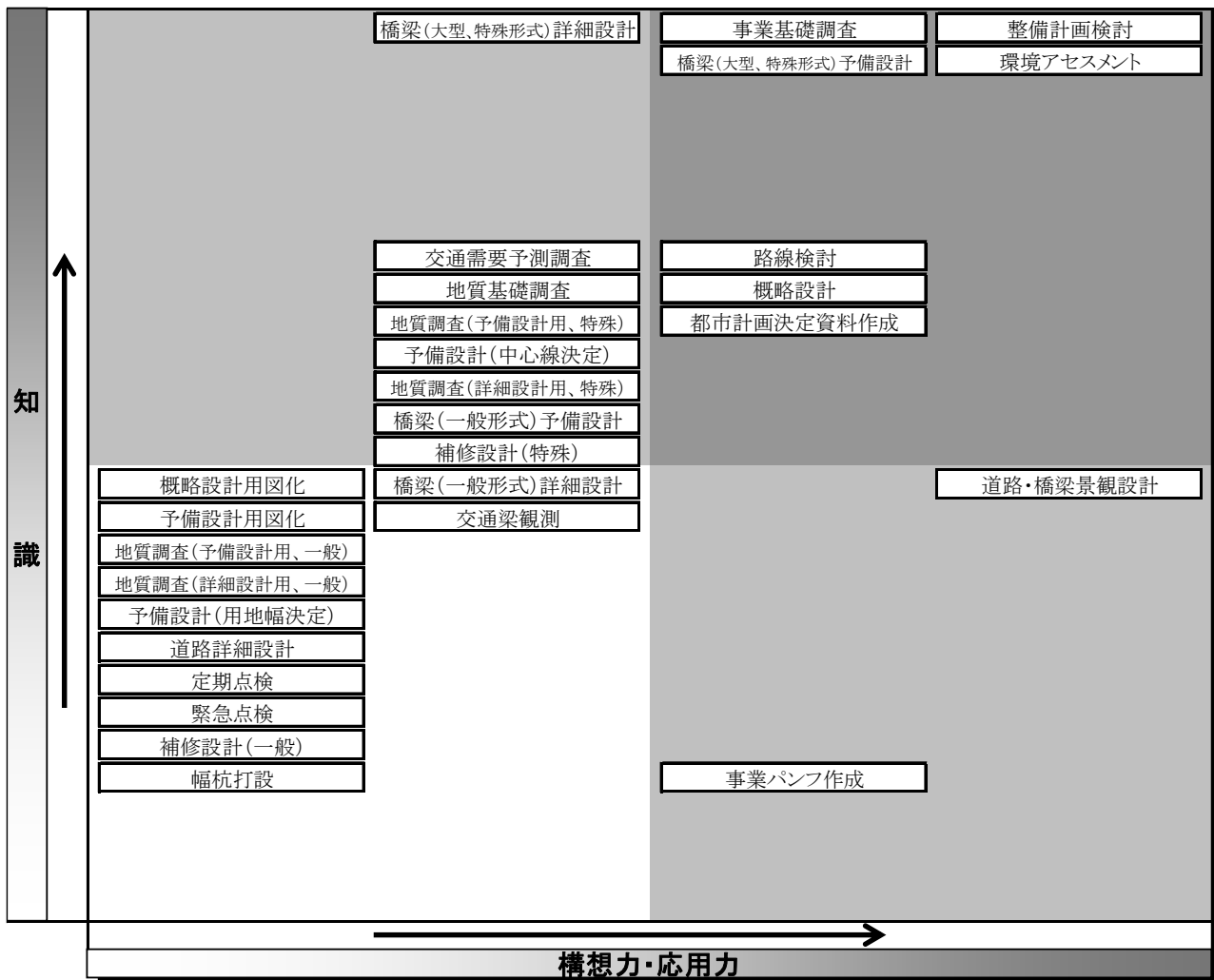
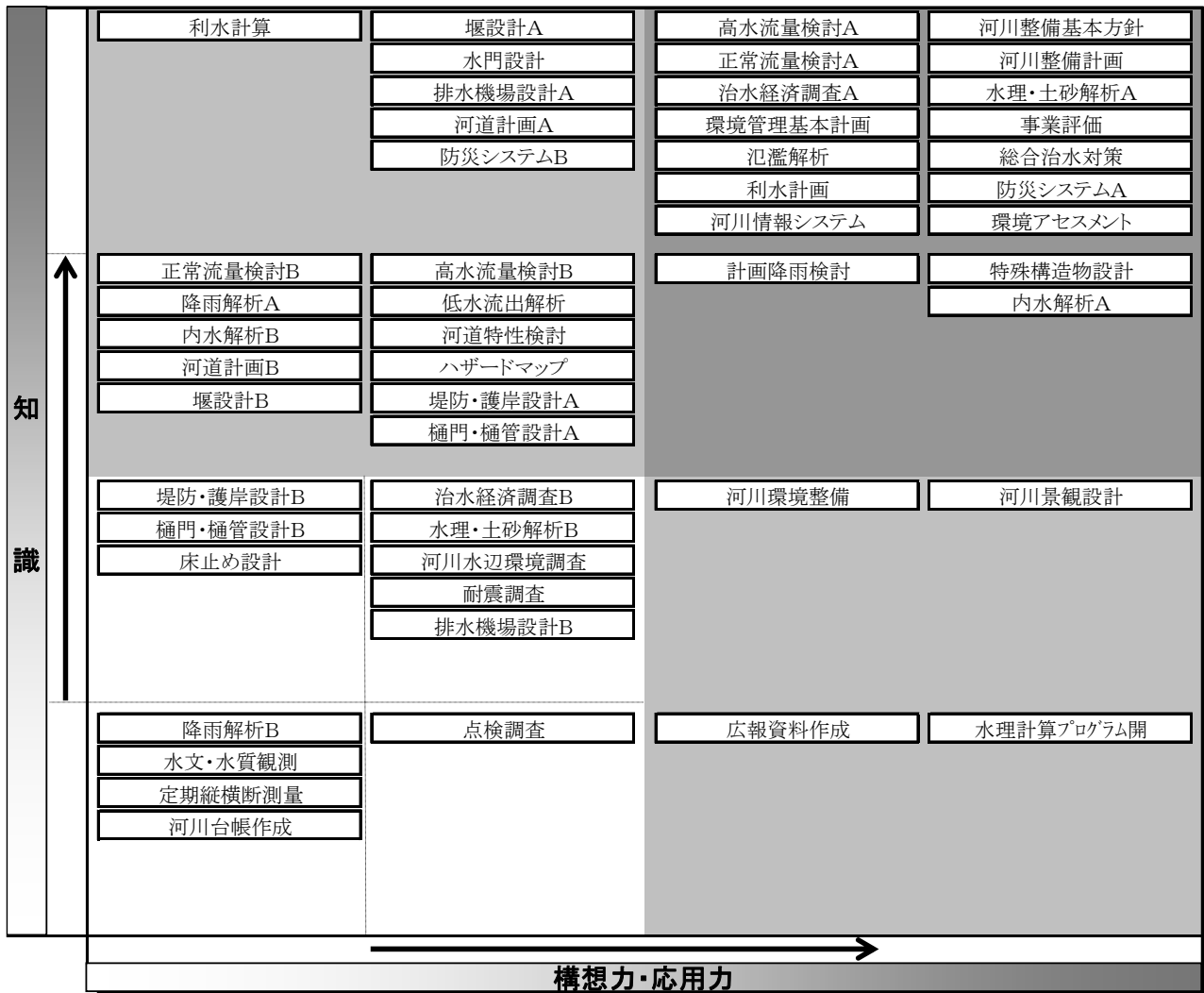


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A, Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものである。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例